解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

和歌山県有田市初島町浜一〇四九番地

有限会社共立自動車

清算人　脇本　修志

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

北九州市小倉北区馬借三丁目三番三六号

有限会社マテックス

清算人　髙内　健一

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

熊本県宇城市松橋町松橋八七八番地

有限会社エム・エス・シー

清算人　西田　眞實

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

栃木県宇都宮市中央一丁目六番五号

財団法人栃木県婦人会館

代表清算人　小野　ナツ

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

栃木県足利市通六丁目三二二六番地

財団法人足利トリコット会館

代表清算人　柳田欣一郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年四月十七日、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号

新座市土地開発公社

清算人　須田　健治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

千葉県旭市ロの三五六番地

財団法人坂本学園

代表清算人　坂本　昌子

代表清算人　坂本　稔

代表清算人　坂本　英夫

代表清算人　玉田　昌代

代表清算人　松川真利子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年四月十二日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

東京都あきる野市上ノ台三七番地三

農事組合法人五日市茶業組合

清算人　小室　秀夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

広島県府中市阿字町九六一番地

財団法人阿字報松会

代表清算人　森田　昇三

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

福岡県朝倉市秋月野鳥五三二番地の二

財団法人秋月郷土館

代表清算人　黒田　長栄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年五月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

山形県最上郡金山町大字金山三二四番地の一

財団法人金山育英会

清算人　鈴木　洋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の評議員会及び理事会の決議を経て、平成二十五年三月二十六日東北地方運輸局長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

福島県いわき市小名浜字栄町六番地の一

財団法人海員会館

代表清算人　吉村　眞一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町八丁目四一番二九号

財団法人岩本育英会

代表清算人　岩本　典裕

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日三重県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

三重県津市乙部六番三四号

学校法人真盛学苑

清算人　杉谷　秀也

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十九日茨木市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

大阪府茨木市真砂一丁目一八番一一号

茨木市真砂・玉島台土地区画整理組合

代表清算人　中西　賛治

解散公告（第二回）

当法人は、定款所定の解散事由の発生により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

高知市福井町二〇三一番地八

財団法人福井保育協会

代表清算人　渡辺　憲子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

福岡県飯塚市新立岩五番五号

財団法人飯塚市都市施設管理公社

代表清算人　石田　愼二